

グイ・ティ・ティン・ハン

## 今日のベトナムにおける家庭内暴力の 現状と家庭内暴力防止法

酒 井 一(監訳)\*

チャン ティ ヒエン(訳)\*\*

### 問題の背景

ベトナムでは、家庭内暴力防止法が、2008年7月1日に発効したばかりである。家庭内暴力防止法の分野において、ベトナムは世界から30年以上も遅れている。しかしながら、この家庭内暴力防止法が、家族に確固たる基礎を生み出し、幸福を守り、そして何よりも、家族と社会における女性の人格と価値を高めるために制定されたことは、ベトナムにおける積極的  
努力の足跡であるとも評価できる。

社会的な観点からみると、暴力及び家庭内暴力は決して新しい現象ではない。しかしながら、それは近年、ベトナムの各地域で著しい増加を示し、難病ともいえるものになってきている。暴力及び家庭内暴力が社会に与える影響は、この上なく深刻である。なぜなら、それは、被害者の身体と精神の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、社会の経済、文化、教育にも無視できない害をもたらすからである。まさにそれゆえに、ベトナムにおいて暴力および家庭内暴力の予防と対策には昔も今も大きな関心が払われており、この状況を軽減するための効果的な方策を模索する努力がされている。

---

\* さかい・はじめ 名古屋大学大学院法学研究科教授

\*\* チャン ティ ヒエン ベトナム語通訳翻訳者

本稿では、最初に、ベトナムにおける家庭内暴力の概念について考察し、ベトナムの家庭内暴力の概念が通常と異なる点を指摘したい。続いて、ベトナムにおける家庭内暴力の現状と影響について分析し、同時に、暴力が今日のような状態に至った原因について提示したい。暴力の現状と暴力予防についての法規定に基づいて、法体系における現在の問題点について分析する。そして、最後に、結論と家庭内暴力の状況の解決方法を提示したい。

## 1. ベトナムにおける家庭内暴力の概念

1993年に国連総会で決議された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「性に基づいた暴力行為であって、公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となるか、又は、剥奪となるおそれのあるもの」<sup>1)</sup>の全てを性別に基づく暴力と呼んでいる。

これと同様に、1999年に国連が出した人口報告「女性に対する暴力の根絶」は、性別に基づく暴力を以下のように説明している。「それは『性別に基づく』暴力として理解されている。なぜなら、その根源の一部は社会において女性の地位が劣っていることにあるからである。また他方で、多くの文化の中に、女性に対する暴力を正当化する信念、規範、体制が存在し、それゆえ、女性に対する暴力が引き起こされているからである。つまり、同じ行為であっても、もしそれが雇用主や近隣の人や知人に対して引き起こされたのであれば処罰の対象となり、一方、男性が女性に対して、特に家族内で行われる行為であれば、何も問題とされないのである。」<sup>2)</sup>

---

1) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」国連総会決議48/104（1993年）第1条

2) Population Report: Ending Violence Against Women, The Center for Health and

このように、性別に基づく暴力の一つの特別な様態は、パートナー間の暴力である。国際的な資料によれば、家庭内暴力とパートナー間の暴力という二つの概念は同義であり<sup>3)</sup>、家庭内暴力もパートナー間の暴力も、ある人と密接な関係にある人によって行われる暴力である。婚姻当事者間においても、未婚の者同士の間でも、別居中の者の間でも、あるいは、離婚した者との間でも、暴力は起こりうるということである。家庭内暴力とパートナー間の暴力のもっとも一般的な形は、男性が自分のパートナーである女性に対して暴力を振るうものである<sup>4)</sup>。

2007年11月21日に、ベトナム社会主義共和国第12期国会第2会期において可決され、2008年7月1日から発効した家庭内暴力防止法1条2項は、以下のように規定している。「家庭内暴力とは、家族構成員が故意に行った行為で、他の家族構成員に対して身体、精神又は経済上の損失を与え、若しくは、与える可能性があったものである。」

そのほかに、第2条1項は、ほぼ完全な形で家庭内暴力にあたる行為を以下のように列挙している。

- a) 健康・生命を侵害する酷使、虐待、その他故意に基づく行為。
- b) 名誉と人格を侵害する罵倒、その他の故意に基づく行為。
- c) 無視、遺棄、継続的心理的圧迫など重大な影響を引き起こす行為。
- d) 祖父母と孫、父母と子、夫婦間、兄弟間など家族間における権利・義務実現の阻害。
- d) 性的関係の強要。
- e) 早婚の強制、結婚・離婚の強制、自発的・進歩的な婚姻を妨げる行為。

---

Gender, Equity (CHANGE); Volume XXVII, Number 4, December 1999.

3) Etienne G. Krug, Linda L. Dahlberg, James A. Mercy, Anthony B. Zwi and Rafael Lozano (eds.), The world report on violence and health, chapter 4: Violence by intimate partners, World Health Organization, Geneva (2002).

4) Population Report: Ending Violence Against Women, The Center for Health and Gender, Equity (CHANGE); Volume XXVII, Number 4, December 1999.

- f) 他の家族構成員の独自の財産又は家族構成員の共有財産を奪取、破棄、破壊、その他故意に価値を毀損する行為。
- g) 過重労働、負担能力を超えた財産的な貢献を家族構成員に強要すること。経済的従属状況を生み出すことを目的として、家族構成員の収入を検査すること。
- h) 家族構成員を住居から出て行くよう強制する違法行為。

家庭内暴力防止法 2 条 2 項は、さらに以下のようなことを強調している。

「本条 1 項に規定した暴力行為は、夫婦が離婚し、又は、婚姻登録をしていないにもかかわらず夫婦のように同居している男女にも適用される。」

家庭内暴力防止法 1 条 2 項及び 2 条を通じて分かるのは、ベトナムにおける「家庭内暴力」の概念として、主体の面に関して広い範囲で理解されているということである。それは、婚姻関係にあった、あるいは、現在婚姻関係にある夫婦間や、互いにパートナーであった、あるいは、今もそうである者だけでなく、さらには、被害者の性別に関係なく、祖父母と孫、父母と子、兄弟姉妹間など、他のすべての構成員をも含むものである。

## 2. 現在のベトナムにおける暴力の現状

国会が 8 つの省と県において人民委員会を通じて行った社会問題に関する調査では、全体の 3 分の 2 の家庭において身体的な暴力（殴る・蹴る）があり、25%の家庭で精神的な暴力行為があり、30%の夫婦間で性的関係の強要のあったことが明らかとなった<sup>5)</sup>。公安省の報告によると、全国で

---

5) Quyết định Phê duyệt Chương trình hành động quốc gia về phòng chống bạo lực gia đình giai đoạn 2010~2020 (「2010~2020年段階における家庭内暴力防止に関する国家行動プログラム認可決定」, Tr3 (3 ページ) を参照のこと。

家庭内暴力に関係する殺人が2～3日に一件起こっている<sup>6)</sup>。最高人民裁判所の報告によると、2000年1月1日から2005年12月31日までの間に、全国の地方裁判所が離婚や家族法の分野に関して受理し、処理した事件数は352,047件で、そのうち186,954件の離婚が家庭内暴力を原因とし、暴力行為や虐待が離婚に至る原因の53.1%を占める。2005年だけで、66,929件ある離婚と家族に関する事件のうち、離婚事件は39,730件にも及び、60.3%を占める<sup>7)</sup>。このようなデータから見ると、ベトナムの家庭内暴力の現状は、危機的な状態にあるといえる。他の社会問題と異なるとはいえ、家庭内暴力についての十分な数を統計化することは非常に難しい。なぜなら、ベトナム社会においては、非常に多くの人が家庭内暴力について理解が曖昧で、家庭内暴力防止法の実施を評価することを目的とした質問についての回答を求めても、その人たちは、どのような行為が暴力行為であるか正確に把握することができない。また、家庭内暴力は各家族内の問題であるため、関心がないという考え方をする人も、依然として少なからず存在している。ジェンダー・コミュニティ・デベロップメント・ネットワーク（Gencomnet）によって実施され、（家庭内暴力防止法が発効した2年後である）2010年12月に公表された「家庭内暴力防止法の実施評価」という資料によれば、質問を受けた人の90%が「家庭内暴力予防・対策法について聞いたことがある」と答えている。そのうち、男性は91.3%、女性は88.4%の割合を占める<sup>8)</sup>。したがって、大多数の人が、家庭内暴力防止法を知っているものといえる。

---

6) Tờ trình Dự án Luật Phòng, chống bạo lực gia đình（家庭内暴力防止法事業報告）を参照。

7) 同上。

8) Đánh giá việc thực hiện Luật Phòng Chống bạo lực gia đình. Nghiên cứu trên địa bàn 4 xã thuộc các tỉnh, thành phố: Yên Bái, Hà Nam, Đà Nẵng, Tp Hồ Chí Minh（『イエンバイ、ハノイ、ダナン、ホーチミンの4つの省および市郡部の4つの村における研究』、Trung tâm Nghiên cứu Giới, Gia đình và Môi trường trong Phát triển (CGFED)、開発における性と家族と環境研究センター）、Hà Nội, tháng 10-2010. Tr13.（2010年10月号、13ページ）。

このように大多数の人が家庭内暴力防止法を知っているとはいえ、実際には、家庭内暴力と法律に対する理解は依然として曖昧なままである。この曖昧さは、家庭内暴力防止事業において重要な要となるべき指導者層の人々においても同様である<sup>9)</sup>。幹部や公務員の家庭内暴力及び家庭内暴力防止法に関する理解が曖昧である理由の一端は、自身の仕事の役割に対する無責任にあり、家庭内暴力防止法を読んでいないか、あるいは最後まで読んでいないか、家庭内暴力防止法を切実なものとして受け止めていないため<sup>10)</sup>、法律の内容を漠然としか覚えていないか、又は、何も覚えていないことにある。より危険なことは、暴力行為の直接の被害者もまた、自らの基本的人権に関する理解と同様、暴力と暴力防止法についての理解が非常に曖昧なことである<sup>11)</sup>。

暴力と暴力の防止及び対策に関する法律についての理解が曖昧であることは、公務員と人民の家庭内暴力に関する理解が誤っていることから窺える。どのような行為が暴力とみなされるかということについて正確な知識を持っていない公務員が少なくない。彼らの考えでは、重傷を負わせる行為によって初めて暴力と認められるのであり、通常程度のかすり傷を負わせる程度の行為は家庭内暴力とは認められないのである<sup>12)</sup>。これと同様に、多くの人民が、家庭内暴力とはどのようなものを指すのかを知らず、また、障害を引き起こすような行為に至って初めて暴力行為と認められると考えるのである<sup>13)</sup>。

このように、家庭内暴力と家庭内暴力防止法についての理解に限界があるため、ベトナムでは、家庭内暴力の問題は依然として深刻な問題を引き起こし、社会の議論と関心の的になっている。ベトナム統計総局と在ベト

---

9) 同書, 18, 20ページ。

10) 同書, 19ページ。

11) 同書, 18, 19ページ。

12) 同書, 18ページ。

13) 同書, 18, 19ページ。

ナム国連が2010年に公表したベトナムにおける女性に対する家庭内暴力に関する国家研究報告によれば、ベトナムでは既婚女性の3人に1人（32%）が身体又は性的な暴力を受けたことがあるとしている。文化・スポーツ・観光省によれば、2011年の9月までに、33,904件の家庭内暴力があり、そのうち老人に対する暴力は1,739件、女性に対する暴力は12,699件、子供に対する暴力は2,982件となっている<sup>14)</sup>。このような統計データから見ても、ベトナムにおける暴力の問題はやはり、非常に深刻であることが分かる。実に1ヶ月平均3,766件の事件が起きていることになる。しかし、これはあくまでも不十分なデータであろう。つまり、我慢するという考え方や気持ち、隠したいという心理が働き、「夫が悪いなら自分も悪い」などと言われることを心配して、暴力の被害者はこれを公表せず、隠してしまうことが多い。そのため、その数値は、あくまで家庭内暴力の氷山の一角に過ぎない。

国連の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」第2条、及び、家庭内暴力防止法2条によると、家庭内暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力及び性的暴力が含まれる。

身体的暴力は、暴力行為の主要な類型であり、もっとも認識しやすい行為である。この行為は、被害者の健康と生命を直接侵害する行為で、暴行、虐待、身体への嗜虐など、被害者の身体、場合によっては生命にまで重大な損害を与えるものである。これらの行為は、通常、小さくない割合を占めており、裁判所の統計によれば、家庭内暴力に関連する殺人事件の割合が、14%にもなる年がある<sup>15)</sup>。

WHOの技術支援と、スペイン政府のミレニアム目標基金（MDG-F）と

---

14) Thùy Linh (「トウイ リン」), Tăng cường các giải pháp cho vấn đề bạo lực đối với phụ nữ ở Việt Nam (『ベトナムにおける女性に対する暴力問題の解決方法の強化について』) を参照。URL: <http://www.t5g.org.vn/?u=dt&id=3236>. (2011/11/24参照)。

15) Tờ trình của Ủy ban các vấn đề xã hội của Quốc hội về Dự án Luật phòng, chống bạo lực gia đình (家庭内暴力防止法事業に関する国会社会問題委員会の報告) を参照のこと。

スペイン国際開発協力機関事務所 (AECID) の財政的支援を受けて、ベトナムの統計総局が2009年12月から2010年2月にかけて実施したベトナムの女性に対する暴力に関する国家研究では、全国の16歳から60歳の4,838人の女性が調査対象となった。この結果、既婚女性のうち32%の女性が、身体的な暴力を経験したことがあり、妊娠したことのある女性が身体的暴力を受けた割合は5%で、身体的な暴力を受けた既婚者は32%、妊娠中に身体に暴力を受けた割合は5%、そして妊娠中に最も多くの暴力を受けたのは学校に行ったことのない女性である<sup>16)</sup>。

性的暴力については、10%の既婚女性が性的な暴力を受けたと答えている。この種の暴力は、身体的暴力と比べて、露呈したときに女性が困難に直面しやすいものである。なぜなら、女性は、通常、婚姻関係における性的な暴力について語ることは不適切であると考えられるからである。

身体的暴力・性的暴力と並んで、精神的暴力と経済的暴力も夫によって引き起こされ、女性が被害者となる暴力であり、女性は、また、兄嫁や姑など他の家族構成員によっても暴力行為の被害者となりえる。この種の暴力行為は、夫によって引き起こされる暴力行為と比較すると3分の1程度という控えめな割合を占めるにすぎないが、家庭内暴力を受けるのは女性だけでなく、子どもも被害者となる。そもそも子どもは弱者であり、監護と保護、愛情を持って接することが必要である。家庭内の子どもに対する身体的暴力は、殴ったり、叩いたり、押ししたりする行為である。しかし、場合によっては、子どもに対して、人間性を失った、この上なく野蛮な暴力行為を行う場合もある。特に、最近、社会的な議論を巻き起こした、最も多くの人々に知られた有名な事件がある。ハノイ市ホアンマイ区のホン・アインが、「義理の父」に野蛮な暴行と虐待を受けた事件が典型である。もっとも最近の事件では、ドンタップ省ライヴン県で、まだ9ヶ月に

---

16) Báo cáo nghiên cứu quốc gia về bạo lực gia đình đối với phụ nữ ở VN. 11.2010 (『ベトナムにおける女性に対する家庭内暴力についての国家研究報告 2010年11月』)を参照。

なっただけのグエン・ティ・ニュイが、実母や母方の祖父母から虐待や野蛮な暴行を受け、全身がはれ上がり、重傷を負った事件もあった。それから、ウ・コック・リンは、たった3歳であったが、夫婦喧嘩のせいで実の父親に焼かれた。ティンホァ省公安刑事技術室の法医学鑑定の結果では、鑑定時点でリンちゃん健康損失度は86.16%だった。また、忘れられないのは、今年のはじめに、5歳のファム・ファイ・ホアンが悪戯をしたというだけで、激怒した母親のファム・ティ・マイが何か硬い物で頭部を殴打したため、ファム・ファイ・ホアは脳に重篤な障害を負い、数日後に死亡した事件である<sup>17)</sup>。

以上のような家庭内暴力行為は、家庭と社会に不安を引き起こし、多くの面で深刻な影響を与えた。例えば、社会的な面では、家庭内暴力は以下のようなことを引き起こしているといえる。

- ① 直接的には被害者、そして他の家族構成員にも身体的、精神的に悪影響を及ぼし、暴力が引き起こした障害を修復するために必要な経費が国家の保険部門の負担となる。
- ② 労働力に対して悪影響を与えた結果、家庭内暴力の被害者は、治療や労働のために体力を失い、仕事を休まなければならなくなり、経済活動と経済に対して影響を与える。
- ③ 被害者である女性や児童に対する援助と保護が必要となるため、社会福祉システムの負担が増大する（保護施設、養護施設、被害者の身体や精神の回復を図る施設、その他、発生する社会問題を解決するための政策と制度）。
- ④ 教育制度の負担が増大する。暴力を受けた学生は、精神状態が不安定になり、学力が低下する。

---

17) Hoàng Dung, Báo lực trẻ em : Thừa luật thiếu lương tâm (ホアン ズン「児童に対する暴力：法はあれど良心を欠く」)を参照。 <http://yume.vn/news/thoi-su-kinh-te/thoi-su-phap-luat/bao-luc-tre-em-thua-luat-thieu-luong-tam.35A944CE.html>. (2011年11月18日参照)

⑤ 司法関係機関の負担が増大する。家庭内暴力行為を行った被疑者に対して、捜査活動、審理、矯正措置などを行わなければならない。

個人と家庭の両面において、家庭内暴力は女性に身体的な被害を与えるだけでなく、精神的にも深刻な影響を及ぼし、女性が落ち着いて仕事ができず、いつも不安で、悲しく、自殺したいような気持ちになり、家族関係のトラブルの原因の一つとなり、離婚に至る場合もある。裁判所の統計データでは、2000年から2005年の5年間に全国で352,047件の離婚請求事件があったが、そのうち、家庭内暴力を原因とする離婚の件数は186,954件で、全体の53.1%占めている<sup>18)</sup>。より危険なのは、将来を担う世代に対して家庭内暴力が悪影響を与えることである。つまり、児童が暴力の被害者になる危険性があるだけでなく、児童自身が他人に対して暴力を振る人間になりやすいということである。それゆえ、家庭内暴力は、ベトナムの家族のよい伝統的価値を揺るがし、衰退させ、道徳を減退させて、ベトナムの家族の基盤を壊しかねないのである。

家庭内暴力についての研究や評価・報告文書から、ベトナムにおける家庭内暴力の主要な原因のいくつかを列挙することができる。

心理と認識について：ベトナムはかなり封建的な国家であるため、家父長制と男尊女卑の考え方があり、男女間での不平等が依然として根強く残っている。それゆえ、多くの男は、家庭内では男性が女性よりも高い権威を保っているため、自分たちが妻子を暴行したり虐待したりすることによって、妻子を「教育する」権利を持っていると考えている。それとともに、隠したいとか、耐えなければならないと思う女性の心理、学問や法知識がないこともまた、家庭内暴力の状況が変わらない原因となっている。この種の原因の一つに、対処する技術に欠けることも挙げられる。女性は、自分自身の価値について自信を持っておらず、暴力を受けていること

---

18) Tô trình Dự án Luật Phòng, chống bạo lực gia đình (家庭内暴力防止法事業報告)を参照。

を認識できずにいるため、声をあげたり、助けを求めたり、家庭内暴力に対して戦おうとしないのである。

生き方と生きる条件について：家庭内暴力に至る直接的原因の主たるものは、飲酒・泥酔（60～70%）、経済的困難、浮気である<sup>19)</sup>。

社会面について：家庭内暴力防止について、適切な関心が持たれていない。地方自治体は、まだ暴力事件について十分に対処していない。暴力防止についての具体的法規定が生活の中に浸透し、次に論じるような積極的な方向に暴行する者を変えられないままである。

### 3. ベトナム家庭内暴力防止法

家庭内暴力は、ベトナムが関心を持つ問題であり、1992年ベトナム国憲法、2000年家族婚姻法、2004年児童保護・養育及び教育法、2005年民法、2004年民事訴訟法、1999年刑法、2009年刑事訴訟法などの多くの法律がある。そのほかに、ベトナムは、女性に関する差別防止協約（CEDAW）、国連の子どもの権利条約を批准し、1948年人権についての世界宣言、経済的・社会文化的権利に関する国際協約、1966年の民主及び政治的権利に関する国際協約などを世界で最も早く承認した国のひとつである。特に、家庭内暴力の防止の努力に痕跡を示した重要な出来事が、2007年家庭内暴力防止法である。

家庭内暴力防止法は、具体的に様々な暴力の種類を列挙している。例えば、虐待、暴行、侮辱、名誉毀損、無視、遺棄、性的犯罪などの心理状態を圧迫した行為、あるいは、結婚や離婚の強要、経済的に従属させるために家族の構成員の収入をコントロールするといったことも規定する。家庭内暴力防止法の規定では、家庭内暴力を行った者は、違反の性質と程度に

---

19) Bị truy cứu trách nhiệm hình sự nếu bạo hành gia đình（家庭内暴力は刑事責任を追求）を参照。<http://vietbao.vn/Chinh-Tri/Bi-truy-cuu-trach-nhiem-hinh-su-neu-bao-hanh-gia-dinh/20617202/96/>（2006年9月29日参照）。

よって過料その他の制裁や民事上の責任が規定された。特に幹部公務員による暴力行為があった場合、行政手続で処理されるほか、所属する官庁や機関に報告され、教育的措置が執られる。一方で、家庭内暴力の被害者に対しては、カウンセリング、診療機関での診察、家庭や一時避難施設において暴力を振った者から被害者を隔離するなど、可能な限りの措置が執られ、また、被害者は、国の所轄機関に対して暴力行為についての被害届を提出できるものと規定されている。

すなわち、家庭内暴力防止法は、先に述べた幾つかの法律に代替する法律ではない。家庭内暴力防止法は、それらの法律や法の執行を指導する文書とともに、堅固な法的枠組みを確立して、家庭内暴力と戦おうとするものである。

社会にとって危険な性質を有する暴力行為に対しては、1999年ベトナム社会主義共和国刑法において、それらの行為は、殺人罪（93条）、死を強要する罪（100条）、傷害罪（104条）、虐待罪（110条）、侮辱罪（121条）、婚姻の強要又は自発的進歩的婚姻の妨害罪（146条）、祖父母、両親、夫婦、孫、養育中の者に対する虐待（151条）に規定される罪と同様、人間の生命、健康、人格、名誉を侵害する罪であると規定されている。刑法は、さらに、家庭内暴力に関係する兆候を、以下のように具体的に規定している。暴力を加えるものは、被害者に対して、残忍、脅迫的、虐待的、辱めるような態度で接する。被害者になりえるのは、妻、夫、父母、祖父母、子どもであり、これらの者は、身体的あるいは精神的苦痛を受け、忍耐ができない状態に追い込まれて、苦痛から解放されるために自殺の道を選ぶこともある。

刑法によって処理される程度でない暴力行為については、家族婚姻法が行政処分の適用を指示している。例えば、家族構成員に対する虐待、名誉や人格を毀損する行為についてである。より具体的には、家庭内暴力防止行為施行指導第110号議定第4条において、処罰の形式、被害回復の方法が規定されている。主な制裁としては、警告、罰金及び付加刑があるが、

それらの制裁に加えて、個人や組織が家庭内暴力防止に関して行政規則に違反する行為を行った場合、以下のような1個又は複数の被害回復の方法が執られる。違反行為によって引き起こされた変更を原状に復する。違反によって引き起こされた環境汚染や疫病の伝染を解消する方策をとる。人間、家畜の健康や栽培植物に対して害となる物を廃棄する。被害者が要求した場合には公開の場で謝罪する<sup>20)</sup>。

こうした成果のほか、2007年家庭内暴力防止法は、以下のような特徴的な制度を有している。

第一に、第19条2項において、「家庭内暴力の発生した現場にいた者は、暴力行為の性質や程度あるいは自分の能力に応じて、各種の対応を行う責任を負う。」と規定しているが、ここでいう「各種の対応」とは、家庭内暴力をやめさせること、あるいは、家庭内暴力の被害者に対する救護を行うことである。しかしながら、この条項は、「現場に居合わせた者」が「責任を負う」としているだけであり、「現場に居合わせた者」が負担する「責任」を果たさなかった場合の制裁については明確にしていない。この点を克服するために、2009年に出された第110議定では、「家庭内暴力を知っており、それを阻止することが可能であったにも関わらず、深刻な被害を発生させることを防がなかった」場合、これらの行為に対して、警告、または、100,000ドンから300,000ドンの罰金を課すことを規定している。この規定は、制裁が「深刻な被害」があるときに適用されるものであり、しかも、非常に軽いものであることが分かる。この結果、家庭内暴力の防止に関して功績があったものを表彰する規定を設ける一方で、その社会的な問題に対する自分の責任を十分に認識しないことになりかねないのである。これらの規定によって、自分にとって面倒なことや損害が起こらないように、被害者を見て見ぬふりをする人が少なからずいると思われる

---

20) Điều 19 Luật phòng, chống bạo lực gia đình năm 2007 (2007年家庭内暴力防止法第19条)を参照。

る。中には、軽すぎる罰を進んで受けようとする者もいるだろう。

第二に、接触を禁ずる方法についての分析である。まず何よりも認識しなければならないのが、この方法が必要不可欠な制度であるということである。しかしながら、これに関する諸規定が、本当に効力を持っているかどうかは、よく考えてみなければならない問題である。第一に、第20条と第21条は、家庭内暴力の発生した村レベルの人民委員会主席又は裁判所が接触禁止の方法を用いる3つの類型について以下のように規定する。

- a) 家庭内暴力の被害者、保護者、法定代理人、管轄権を持つ組織や機関から要請書が提出された場合。管轄権を持つ組織や機関から要請書が提出される場合は、被害者の同意がなければならない。
- b) 家庭内暴力の被害者の健康や生命に被害を与えるかその脅威を引き起こすような家庭内暴力行為が行われた場合。
- c) 家庭内暴力行為を行った者と家庭内暴力の被害者が接触禁止期間において互いに異なる居住地を持っている場合。

実際には、たとえ暴力行為が深刻なものであったとしても、少なからぬ被害者にとって解決困難な問題が生じている。なぜなら、家庭内暴力に関する研究結果が明らかにしているのは、学歴の低い人の方が学歴の高い人よりも暴力の被害者となる割合が高いからである。それゆえ、学歴の低さから「家庭内暴力の被害者の健康や生命に被害を与えるかその脅威を引き起こすような家庭内暴力行為」が行われている状況にもかかわらず、申立書を書くこと自体が難しいのが通常である。このように、この規定は、家庭内暴力の被害者のうち、一定の学歴を持つ人に向けられたものとなっているといえる。第20条1項及び第21条1項は、このような傾向をあらかじめ織り込んでいるため、管轄権を持つ機関や組織が、接触禁止を要請することができるようにしているものと考えられるが、このような場合にも家庭内暴力の被害者の同意が必要であると規定されている。このことは、家庭内暴力の被害者が未成年である場合や被害者が成年者であっても暴力行為を行う者に厳重に監視されている場合等には、実際には不合理である。

接触禁止の方法を要請する申立書を書くことのできる者の範囲は、より広く規定されるべきだと考える。例えば、申立書を書くのは、被害者又は被害者と何らかの関係を持つ者であるか、公的機関の者であるか、心理的相談を受けている者などであり、一定の要件を満たす場合においては被害者の同意を必要としないことなどが考えられる。このように規定することによって初めて、被害者の権利と利益を適切かつ十分な形で保護することができるのである。

第20条1項b及び第21条1項bは、「家庭内暴力行為が、家庭内暴力の被害者の健康又は生命に損害を与えるか、若しくは、損害を与えるおそれがある」との要件を規定している。しかしながら、2009年2月4日政府議定第08/2009/ND-CP号の第9条1項bは、「家庭内暴力の被害者の健康又は生命に損害を与えるか、若しくは、損害を与えるおそれのある、すでに起こった家庭内暴力行為」として、より詳細に規定している。それに加えて、第9条3項では、具体的に「本条1項bに規定された家庭内暴力行為は、以下のものの1つを根拠とする場合に確定される」としている。

- a. 家庭内暴力行為による傷害の診察と治療についての診療機関の証明書。
- b. 通常の日視で明確に視認することのできる被害者の身体上の傷跡や家庭内暴力の被害者の精神的混乱についての明確な痕跡。
- c. 家庭内暴力の被害者の健康あるいは生命に危害を加える脅威があることを証明する証拠があること。

この規定は、接触を禁止する方法の適用が現実には難しく、暴力を抑止するのにより現実的な意義を有するのは暴力の予防であることを示している。

そのほかに、「接触禁止期間における居住地の異なる家庭内暴力行為を行った者と家庭内暴力の被害者」についての第三の要件もまた充たされ難い。なぜならば、上述したように、家庭内暴力に至る原因の一つに経済的困難という背景があるからである。このような経済的状況にあるため、家庭内暴力の被害者が、暴力行為を振るう者と別に暮らす場所を探すのは容易ではない。第9条4項第8議定は、「異なる居住地」とは、「親戚、友

人、信頼できる者の住所又は家庭内暴力の被害者が自発的に移り住むことのできるその他の場所をいう」と説明している。この規定を通じて、われわれは、ベトナムの法律が暴力行為を行った者と暴力行為の被害者の間で公平な扱いをしていないということを見てとれる。そのような扱いは、被害者に対して非常な負担を与えるものである。被害者は、自分で「別の場所」を探さなければならぬのであり、他方で、暴力を振るったものは当然に居場所を有するものとみなされているように受け取れる。暴力行為を行った者は、共通の居住地から離れ、一定の期間、被害者と接触してはならないものと規定すべきであろう。

家庭内暴力予防法20条と異なり、同法27条は「国の診療機関は、現実の能力と条件によって、家庭内暴力の被害者のために、その要請に従って、1日を超えない範囲で、一時的避難所を手配しなければならない」と規定している。第20条と比較すると、第27条は、暴力行為を行った者からその被害者を一時的に遠ざける助けとなるために、簡易ではあるが、より効果的なものになっていると言える。

第四に、家庭内暴力からの保護と支援の方法についてである。第三章では家庭内暴力の被害者の保護と支援に関して支援の方策が打ち出されている。それは、家庭内暴力の被害者のために、家庭内暴力の現状を解消することを目的として、健康ケア、家族内での対応、法律と心理についてカウンセリングを行うことである。我々の考えるところによれば、この規定は、日常生活における状況の全てを勘案しきれていない。これらの規定が認識しているのは、家庭内暴力の被害者が認識、心理、態度において問題を抱えているということに過ぎない。現実には、家庭内暴力行為を行う者の多くが、心理的な問題を抱えており、多くの刑事事件が示しているように精神障害を持っていることもある。つまり、加害者自身が、家族の通常の生活を維持するために、心理的な治療の対象とならなければならないということである。

最後に、第100条自殺を強要する罪、第110条他人を虐待する罪、第121

条他人を辱める罪、第146条結婚を強要し、又は、自発的、進歩的な婚姻を阻害する罪、及び、第151条祖父母、父母、夫婦、子や孫又は自分を養育してくれた恩人に対する虐待する罪の諸規定についてである。これらはいずれも処罰が軽すぎる。一般的に言って、最も重い刑罰が懲役3年に過ぎず、死を強要する罪だけを見ても、最も重い刑が懲役7年に過ぎない。このように刑が軽いと、教育や家庭内暴力を阻止する効果が低いと思われる。さらには、結婚を強要し、自発的かつ進歩的な婚姻を阻害する罪、祖父母、父母、夫婦、子や孫又は自分を養育してくれた恩人に対する虐待の罪については、基本的に行政処分の形式が取られなければならない。このことは、刑事的な制裁の厳格性を制限する要因の一つになっているように思われる。以上のような理由から、これらの諸規定は、家庭内暴力の問題を望ましい形で抑制できるような作用を十分に果たしているとは言い難いのである。

## 結 論

21世紀になって、ベトナムにおける家庭内暴力は、一掃されるどころか、上述のとおり、依然として深刻な社会問題である。このような難問を生み出している原因は、生活や文化水準の低さ、法律についての理解が劣っていること、男尊女卑の封建的考え方、家庭内暴力を個々の家庭の私的な出来事とみなしていることなどが、人民だけでなく、公職幹部にも少なからず存在しているからである。

2005～2010年段階のベトナム家族建設戦略の承認のために、首相令第106/2005/QĐ-TTg号にある毎年平均10～15%の割合で家庭内暴力を減らすという目標を達成するためには<sup>21)</sup>、ベトナムは、多くの施策を、同時

---

21) Quyết định số 106/2005/QĐ-TTg về việc phê duyệt Chiến lược xây dựng Gia đình Việt Nam giai đoạn 2005～2010 (2005～2010年のベトナムの家族建設戦略承認に関する第106/2005/QĐTTg号決定)を参照。

に一貫性をもって、継続的に実施しなければならない。我々から見ると、これらの施策には以下のようなものが含まれる。

1. 個人と家族と社会の家庭内暴力と家庭内暴力予防についての認識を変更することを目的とした解決方法。特に、家庭内暴力が、社会問題であり、個々の家族の私的な問題ではないということを明確にする。

2. 家族と個人の生活と生存の条件を変更することを目的とした解決方法。具体的には、人民がすべての面において生活を向上させることができるように支援する施策である。

3. 家庭内暴力の被害者に最優先で支援を与える解決方法。医療、避難所、クラブ、心理カウンセリングなど、暴力の被害者に直接支援を与える解決方法。何人かの論者が論じているように、特に「産んでも育てない」<sup>22)</sup> といった状態をなくすために、この種の方法に留意する必要がある。暴力行為を行う者に対する教育、矯正、相談、心理的治療のように、間接的に暴力の被害者を支援する方法もある。なぜなら、現実には、少なからぬ暴力事件が、精神障害の兆候を有する人によって引き起こされているからである<sup>23)</sup>。

4. 法的な解決方法。法規定適用の効果を改善し、向上させることを目的として、適宜、法規定を修正、補充すること。

これらの解決方法を実現するために、各セクター、各級の行政、組織、家族、そして、個々人は積極的に参加することが求められる。このようにして初めて、家庭内暴力を次第に減少させ、家庭内暴力を一掃するに至るだろう。

---

22) Minh Ngọc. Mô hình CLB Phòng, chống bạo lực gia đình: Đã “sinh” phải “dưỡng” (ミンゴック「家庭内暴力防止クラブモデル：『産んだ』ら『育てる』」) 参照。Http://hanoimoi.com.vn/newsdetail/Doi-song/529752/mo-hinh-club-phong-chong-bao-luc-gia-dinh-%C4%91a-sinh-phai-duong.htm.11/11/2011

23) Thông tin Khoa học xét xử (『審判科学情報』), 2007年6月号, 68ページを参照。